⑷　落札者の決定方法

①　上記３⑷により決定した落札予定者が提出した単価表の単価項目のうち、採用された技術提案（当社があらかじめ示した標準案と異なる仕様、工法等によるもの。）に係るものを除く単価項目について、合理的な施工方法等であるか協議を行い、合意された施工方法等に基づき価格についての協議を行い、合意を得た価格により落札価格を変更したうえで、落札予定者を落札者となるべき者とする。

なお、落札予定者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該入札者を落札予定者とせず、次順位者を落札予定者とすることがある。

②　落札者となるべき者が提出した単価表のうち、著しく不合理若しくは故意に歪曲されたと認められる単価又は小さな計算の誤りについて、その入札金額を変更することなく単価又は計算の誤りの修正を行い、落札者となるべき者を落札者とする。

③　上記①において、落札者がない場合は、新たな入札契約手続を行う。

⑸　技術提案の提出

①　技術提案の基礎となる施工の確実性については、入札説明書で指定する様式で、施工計画概要、施工体制を提出すること。

②　工事目的物の機能・性能や社会的要請に関する技術提案については、入札説明書で指定する様式で提出すること。標準案で施工しようとする場合や技術提案が適正と認められない場合に標準案で施工する意思があるときは、入札説明書で指定する様式によりその意思を技術提案資料に記載して提出すること。

また、標準案で施工する時の注意事項についても、入札説明書で指定する様式に内容を記載すること。

③　総合的なコストに関する提案がある場合は、入札説明書で指定する様式により技術提案資料を提出するものとするが、標準案での施工に関する意思表示も施工上の注意事項の記載も求めない。

⑹　技術提案資料のヒアリングを実施する。

⑺　技術提案の採否

技術提案の採否及び技術提案が無い者が提出した標準案の注意事項の確認結果については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により施工を実施する者又は技術提案を認められず標準案により施工を実施する者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑻　契約締結後の技術提案

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑼　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。

⑽　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

⑾　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

⑿　手続における交渉の有無　無

⒀　契約書作成の要否　要

⒁　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒂　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　低入札工事の契約においては、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⒅　低入札工事の契約が、請負人の責めに帰すべき理由により解除される場合には、違約金として請負代金額の10分の３に相当する額を徴収する。

⒆　紙入札方式による参加を希望する場合の手続

紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加承諾願（電子入札留意事項様式１）並びに下記のイ）又はロ）の書面を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出し、契約責任者の承諾を得なければならない。

イ）上記１⑻①に該当する場合

ＩＣカードを取得した際の書面の写し等、現在有効なＩＣカードを所有していることを証明する書面

ロ）上記１⑻②～④のいずれかに該当する場合

ＩＣカード発行の申請書の写し等、ＩＣカード発行の申請手続中であることを証明する書面

⒇　本件は、電子契約の対象とする。（詳細は入札説明書を参照。）

(21)　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Akitoshi Kubo Director General of Kyusyu Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Higashi Kyusyu Expressway Akaodaiichi Tunnel Construction

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic Bidding system : 4 : 00 P.M. 19 October 2009

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic Bidding system : 11 : 00 A.M. 17 December 2009 (If brought with you, 11 : 00 A.M. 17 December 2009. If by mail 11 : 00 A.M. 17 December 2009)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Masaaki Anraku, Sub-leader of Accounting Group, General Affairs Dept and Planning Department, Kyusyu Branch. West Nippon Expressway Company Limited 1―4―2, Tenjin, Chuouku, Fukuoka City, 810―0001, Japan Tel. 092―717―1745

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成21年９月16日

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　牧浦　信一

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第16号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　近畿自動車道　守口ＪＣＴ橋梁基本詳細設計検討業務

⑶　業務箇所　自）大阪府守口市大日町

至）大阪府守口市大庭町

⑷　業務内容　本業務は、近畿自動車道守口ジャンクションＤランプ橋（橋長約428m）他の基本詳細設計を行うものである。

⑸　履行期間　360日間

⑹　本業務は、入札前に業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。